

景気対策特別融資

広島市では、一時的な売上の減少などで業況の悪化をきたしている市内中小企業者等の皆様に対して、事業の資金繰りを円滑化させ、経営の健全化と事業の安定化を図るために、景気対策特別融資を設けています。

ご利用いただける方	市内に主たる事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、最近3か月間の月平均売上額等が、前年同期の月平均売上額等に比べて10パーセント以上減少している方
資金使途	運転資金
融資限度額	3,000万円以内
融資期間	一般保証利用 7年以内（うち据置1年以内） セーフティネット保証利用 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	年1.2%以下
信用保証	原則として保証付き 一般保証利用 保証料率 保証協会の定めによる セーフティネット保証利用 保証料率 年0.7%
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会の所定の方法による。
取扱期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	次の書類を添付して、上記の取扱金融機関へ申込をしてください。 1 「景気対策特別融資承認申請書」2部 2 法人：現在事項全部証明書等、個人：住所が確認できるもの、組合：定款 3 最近の1期分の決算書又は確定申告書の写し 4 売上減少要件を確認する書類（試算表、売上台帳、取引台帳など） 5 許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） その他の必要書類については、取扱金融機関等の指示に従ってください。 なお、セーフティネット保証を利用する場合は、市長の発行する認定書が必要です。
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課 ☎504-2237 (公財)広島市産業振興センター中小企業支援センター ☎278-8032

※ 融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。